

# 高額医療・高額介護合算制度についてのお知らせです

この制度は、同じ世帯内で1年間に国民健康保険、後期高齢者医療保険のような医療保険と介護保険の自己負担が高額になった方の負担を軽減するための制度です。この制度を利用するには申請が必要です。

## たとえば、以下のように負担が軽減されます

住民税非課税の2人世帯夫婦（夫74歳・妻74歳）で、1年間に夫が国保で30万円、妻が介護保険で30万円の合計60万円の負担があった場合。

申請をすると高額医療・  
高額介護合算制度により…

基準額（31万）を超えた金額 **29万円** が支給されます。  
60万円－31万円＝ **29万円**

～基準額は年齢と所得により異なります～

### 70歳未満の方の基準額

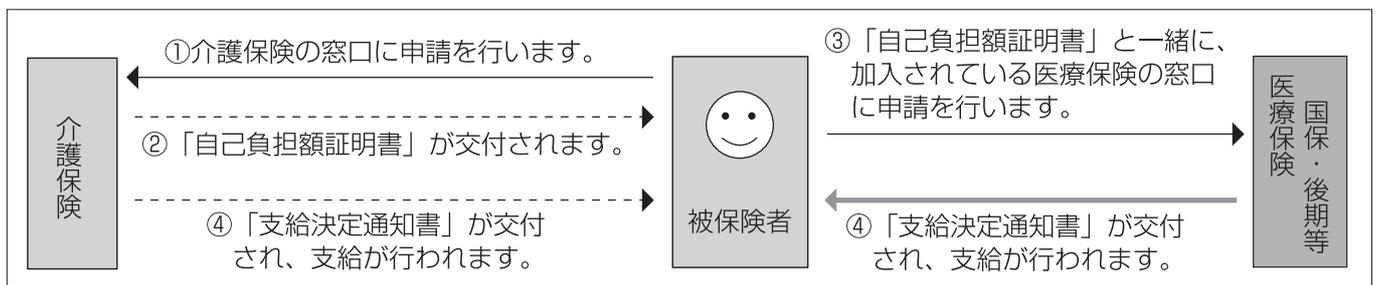
所得による区分		基準額
1	世帯全員の合計所得が600万円以上の方[上位所得者]	126万円（168万円）
2	1・3以外の場合[一般]	67万円（89万円）
3	世帯員全員が住民税非課税の方[住民税非課税世帯]	34万円（45万円）

### 70歳以上の方の基準額

所得による区分		基準額
1	負担割合が3割の方[現役並み所得者]	67万円（89万円）
2	1・3・4以外の場合[一般]	56万円（75万円）
3	世帯員全員が住民税非課税の方[低所得者Ⅱ]	31万円（41万円）
4	3のうち、世帯員全員の所得が一定額以下の場合（年金収入で80万円以下など）[低所得者Ⅰ]	19万円（25万円）

1年間（毎年8月から翌年7月まで）で計算された基準額が適用されます。  
平成20年4月から平成21年7月までの支給については、通常より4ヶ月長い16ヶ月で計算された（ ）内の基準額が適用されます。ただし、12ヶ月で計算された額が16ヶ月で計算された額より大きくなる場合、12ヶ月で計算された額が適用されます。

### ～支給申請の流れ～



詳しい内容等は、対象と思われる方に12月ごろ通知を郵送いたします。

申請・問い合わせ先

（国民健康保険・長寿医療制度）住民生活課 住民係  
（介護保険）福祉保健課 いきがい支援係

☎73-1415

☎73-1333